

犬山市市街化区域内農地等の整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項各号に掲げる事業により面的整備を図ることが困難であると判断される市街化区域内の農地等について、無秩序な開発の防止並びに土地の有効利用及び公共施設の整備を図ることを目的として実施する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化区域 法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
- (2) 農地等 農地、山林及び雑種地をいう。
- (3) 公共施設 法第4条第14項に規定する施設をいう。

(事業)

第3条 この要綱により実施する事業（以下単に「事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 交換分合方式による土地の区画形質の変更及びこれと併せて行う公共施設の整備事業
- (2) 前号の事業の遂行に付帯して必要となる事業

(適用地区)

第4条 事業は、次の各号のいずれにも該当する市街化区域内の区域において実施するものとする。

- (1) 土地の所有者が複数ある区域
- (2) 面積が0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満で、概ね70パーセント以上が農地等である区域
- (3) その他市長が認める区域

(事業実施者)

第5条 事業を実施できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業を実施する区域内の土地を5年以上保有している者。ただし、市長が相続又はそれに類する事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 尾張北部都市計画犬山下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第21号）により賦課された受益者負担金を納付している者
- (3) その他市長が適当と認める者
（事前協議）

第6条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前協議書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事前協議承認書（様式第2）により申請者に通知しなければならない。

（事業計画の承認）

第7条 申請者は、前条第2項の承認を受けたときは、事業計画承認申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施する区域の土地、所有者、利害関係者等の一覧表
- (2) 事業計画書及び計画図面
- (3) 資金計画書
- (4) 年度別事業予定表
- (5) 位置図
- (6) 交換分合による換地計画表
- (7) 事業の同意を証する書類
- (8) 計画区域内の道路詳細設計図
- (9) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水浸透阻害行為に対する対策計画書
- (10) 関係する町内の合意を証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る事業の実施

区域を管轄する土木常設員から、当該事業の実施に係る土木事業施行要望申請書（様式第4）が提出されていることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の確認をしたときは、当該確認をした事業に係る第1項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画承認書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（代表者及び役員への報告）

第8条 前条第3項の承認を受けた者（以下「実施者」という。）

は、速やかに事業に係る代表者及び役員を選出し、様式第6により市長に報告しなければならない。

（交換分合確定の届出）

第9条 実施者は、土地の交換分合に係る内容が確定したときは、土地の交換分合計画書（様式第7）により市長に届け出なければならない。

（関係機関との協議）

第10条 実施者は、事業を実施する区域内に道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けない道路、水路等が存する場合は、関係する当該道路、水路等の管理者と協議し、事業の実施に係る許認可を受けるものとする。

（公共施設の整備基準）

第11条 事業に係る公共施設の整備に係る基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業を実施する区域の面積の15パーセント以上の公共施設用地を確保すること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (2) 事業を実施する区域内に配置する道路の幅員は、6メートル（小区間で通行に支障がない場合にあつては、5メートル）以上とし、当該区域に接する道路又は隣接する道路への通り抜けが可能となるよう配置すること。
- (3) 前号の道路の側溝の外側には、必要に応じて盛土を設けるこ

と。

- (4) 事業を実施する区域内に存する用水路又は排水路の改良工事が生じたときは、当該用水路又は排水路の機能を阻害しない構造により整備すること。
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく検討を行い、必要な施設を設けること。

（施工及び費用負担）

第12条 事業の施工及び費用負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 交換分合に伴う物件補償及び整地並びに測量登記は、実施者が費用を負担の上、施工するものとする。
- (2) 事業の実施により生じる公共施設の付替え及び払下げは、実施者が費用を負担の上、施工するものとする。
- (3) 道路築造工事及び下水道工事の計画は、市長が費用を負担の上、施工するものとする。ただし、道路築造工事に係る測量設計費用は、実施者が負担するものとする。
- (4) 前項に掲げるもの以外の公共施設の整備工事は、実施者と市長が設計の協議を行い、実施者が費用を負担の上、施工するものとする。
- (5) 事業の実施により生じる公租公課は、実施者が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業の実施により生じた費用は、実施者と市長が協議の上、負担区分を決定するものとする。

（管理移管）

第13条 実施者は、公共施設の整備工事が完了したときは、速やかに整備した公共施設を市へ寄附し、その管理を市長に移管するものとする。

（報告、指導及び調査）

第14条 市長は、事業を適正に行うために必要があると認めるときは、実施者に対し必要な報告を求め、又は指導及び調査を実施する

ことができる。

(承認の取消し)

第15条 市長は、前条の指導を実施した場合において、実施者が当該指導に従わないときは、第7条第3項の承認を取り消すことができる。

2 実施者は、前項の取消しを受けたときは、事業に要した費用のうち、市長が定める額を市長に支払わなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月27日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第7条第3項の承認がされた事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。